

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年9月1日まで
昭和31年5月から平成10年10月までの期間、B社に勤務していた。
しかし、厚生年金保険被保険者記録はB社に勤務していた途中の1か月が未加入期間となっている。

継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳、申立人のB社における雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立期間も申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思うとしている。

なお、A社C営業所は昭和34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同僚の証言から、同日より前の期間についての社会保険事務はA社本社において一括管理されていたと考えられることから、申立人のA社本社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年7月の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 34 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

昭和43年7月から56年8月までの期間、継続して勤務していた。厚生年金保険の記録ではA社からB社に社名が変わり、その時期に被保険者記録が1か月未加入期間となっているが、途中で退職することなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社の事業主の妻及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主の妻は、「申立人は継続して勤務していたので、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している。

なお、B社は昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年3月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年3月から49年10月までの期間、A社及びB社に退職することなく継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、途中の1か月に未加入期間がある。継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社の複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主の妻は、「申立期間当時、当社は休業しておらず、従業員も継続して勤務していたので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨供述している。

なお、B社は昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年3月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

昭和44年3月にA社に入社し、48年2月まで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録に途中の1か月未加入期間がある。申立期間前後で社名がB社に変更となっているが、当時そのようなことは知らなかった。勤務場所も変わらず、継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主の妻は、「申立期間当時、当社は休業しておらず、従業員も継続して勤務していたので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨供述している。

なお、B社は昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年3月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を8万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から8万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は5万4,000円、17年12月27日は5万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は5万4,000円、17年12月27日は5万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を6万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、6万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は8万1,000円、17年12月27日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は8万1,000円、17年12月27日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたのに厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は8万9,000円、17年12月27日は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月15日まで

A事業所のB船に乗船した。年金事務所に期間照会を行ったが、A事業所及びB船について、適用事業所及び適用船舶としての記録は見当たらないと回答があった。同船は、現在、C県D漁港の防波堤として再利用されていることから船舶が実在したことは間違いない。申立期間について船員保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所又はB船に勤務していた期間について、旧令共済組合員期間に係る履歴申立書を提出したものの旧令共済組合員期間でない旨回答があったことから船員保険の被保険者であったとして申し立てしているところ、防衛省が保管する資料により、E船が昭和20年4月に竣工されA事業所において輸送船として運行されていたことが確認できる。

しかし、船員保険の戦時加算該当船舶名簿により、E船の船舶所有者がF社であったこと、及び加算区域航行期間は昭和20年9月4日から21年3月31日までであることが確認でき、A事業所又はE船が、申立期間において船員保険の適用船舶であったことを確認することができない。

また、E船の船舶所有者であったF社の後継事業所であるG社は、「申立期間当時の船員保険に関する資料は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している船長及び同僚は既に死亡している上、E船が船員保険の適用となった昭和20年9月以降の船員保険被保険者名簿に氏名が記載されている同僚にも照会したが回答を得ることができず、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
申立期間における報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。申立期間の一部の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 11 年 1 月から同年 9 月までの期間について、申立人から提出された同年 2 月から同年 10 月までの給与明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことが確認できる。

しかし、上記給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額の記録と一致している上、平成 11 年分源泉徴収票の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額並びに報酬月額に見合う雇用保険料控除額を合算した額とおおむね等しいことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 7 年 10 月から 10 年 12 月までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書を提出していないことから、申立人が

主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない上、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時、経理及び給与計算を行っていたとする同社の事業主の妻は、申立期間当時の資料は保管していないため当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月23日から36年3月頃まで
21歳頃からA施設にB業務として勤務した。Cの命令を書面にして配ったりしていた。また、事故などの非常時には消防救助活動にも関わっていた。

D事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和33年3月23日となっているが、その後3年間ほど、A施設に勤めていた。

D事業所又はE事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和33年3月23日となっているが、その後3年間ほど、A施設に勤務していたと主張している。

しかしながら、F県が保管している申立人に係るD事業所の在籍記録によると、昭和31年7月6日に採用され、33年3月22日に離職していることが確認でき、当該在籍記録は、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致する（厚生年金保険では退職日の翌日が資格喪失日となる。）。

また、A施設を退職した時期について、申立人は、「A施設のGが撤退し、日本政府に返還されることになった。私は既に仕事をしていたので、同施設が日本政府に返還される前に退職した。」と供述しているところ、H省（当時、I省）J局が作成した同施設の沿革によると、「昭和33年3月、GはA施設から全面撤退し、I省に返還。」と記録されている上、申立人のD事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月23日となっていることから、申立人の供述と符合する。

さらに、申立人はA施設でB業務をしていたとしているところ、同施設にK業務として勤務した同僚は、「申立人はB業務としてA施設に勤務していた。昭和33年3月にGが同施設を閉鎖撤退するとき、申立人は我々と一緒に退職した。」と証言している上、同施設に勤務していた複数の同僚は、「昭和33年3月のA施設G閉鎖撤退及び日本政府への返還に伴い、日本人従業員が解雇された。」と証言している。

加えて、上記K業務として勤務した同僚は、「私は昭和33年4月にI省に採用され、引き続きA施設（L施設）に勤務していたが、同年4月以降、申立人は勤務していない。」と証言している。

また、オンライン記録によると、D事業所は昭和33年12月1日に、E事業所は同年2月22日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 5 日から 41 年 3 月 1 日まで
A 社（正式名称は、B 社）に勤務したことは間違いないにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の後継事業所である C 社における申立人の雇用保険被保険者記録により、申立期間の一部期間について、申立人が B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 11 月 1 日であり、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚は、「厚生年金保険の資格を取得する前から勤務していたが、資格取得前は厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、B 社の元取締役に照会したが、申立期間当時の申立人に係る関係資料は無く事務担当者は不明である旨回答している上、後継事業所である C 社は平成 18 年 8 月 9 日に解散していることから、申立人の勤務実態及び社会保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。